

35 学部・予科・専門部授業料増額にともなう学則改正の件
認可

〔昭和十八年四月〕

(注記2)	東專一號
定決裁	四月十六日
文書課長	(辰原)
(印)	(辰原)
發送	4月22日
事務官	(齊藤)
(印)	(齊藤)
起案者	(小島)
(印)	(小島)

昭和十八年三月二十日起案

(注記3)

次官 (菊池)
監理課長 (永井) (印) (翻木)
専門教育局長 (印) (清水)
事務官 (齊藤) (印) (清水)
(印) (池田) (印) (望月)
(印) (久住) (印) (池田) (印) (清水)

学則中変更認可ノ件

案ノ一

中央大学設立者

財團法人中央大学

(注記4)
昭和十七年十一月二十一日附申請学則中変更ノ件認可ス
年三月三十日 文部大臣

案ノ二

中央大学専門部設立者

財團法人中央大学

昭和十七年十二月二十一日附申請学則中変更ノ件認可ス

年三月三十日 文部大臣

(備考)

一、大学学則中変更要点

授業料其ノ他ヲ左ノ通り増額ス

受験料

追再試験料

授業料

大学院攻究科

同特選給費額

予科授業料第一(昼)

第二(夜)

予科追再試験料

給費年額

二、専門部学則中変更要点

授業料其ノ他ヲ左ノ通り増額ス

現

改

増

五五

四五

四四

四三

四二

四一

四〇

三九

三八

三七

三六

三五

三四

三三

三二

三一

三〇

二九

二八

二七

二六

二五

二四

二三

二二

二一

二〇

一九

一八

一七

一六

一五

一四

一三

一二

一一

一〇

九

八

七

六

五

四

三

二

一

〇

一

二

三

四

五

六

七

八

九

一〇

一一

一二

一三

一四

一五

一六

一七

一八

一九

二〇

二一

二二

二三

二四

二五

二六

二七

二八

二九

二一〇

二一

学則改正ニ関スル件

(注記7)

(注記8)
左案ノ通リ学則改正致度候条御認可相成度候也

中央大学学則中改正案

一、第十三条中「金五円」ヲ「金十円」ニ改ム

二、第二十四条第二項中「金一円」ヲ「金三円」ニ改メ「五科
目以上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ」トアルヲ「但
シ総額金十円ヲ超ユルコトナン」ニ改ム

三、第三十二条中「金百三十円」ヲ「金百八十円」ニ「金百十
円」ヲ「金百五十円」ニ改メ期納額ヲ左ノ通り改ム

昼間部

夜間部

第一期 四月	金七十円	金六十円
第二期 九月	金六十円	金五十円
第三期 一月	金五十円	金四十円

四、第四十二条中「金六十六円」ヲ「金百二十円」ニ改ム

五、第四十三条第二項中「金三十円以上」ヲ削ル

六、第五十一条第二項中「金一円」ヲ「金一円」ニ改メ「五科
目以上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ」トアルヲ「但
シ総額金十円ヲ超ユルコトナシ」ニ改ム

七、第五十五条中「金百十円」ヲ「金百五十円」ニ「金百円」
ヲ「金百二十円」ニ改メ期納額ヲ左ノ通り改ム

第一予科 第二予科

第一期 四月	金六十円	金五十円
第二期 九月	金五十円	金四十円

理 由

本則改正ハ昭和十八年二月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本則
改正施行ノ際現在スル学生、生徒ノ授業料、研究料ハ從
前ノ規程ニ依ル予科ヲ修了シ学部ニ入学スル者ニ付テハ
改正額ニ依ル

八、第五十八条中「金三百円以内」ヲ「金五百円」ニ改ム
九、第六十条中「金三百円」ヲ「金五百円」ニ改ム
十、附則ニ左ノ一項ヲ加フ

学校ノ経費ハ日支事変以来物価ノ騰貴ニ伴ヒ物件費ノ増加著シ
キモノアルト共ニ教職員ノ待遇モ亦之ヲ改善スルノ必要ニ迫ラ
レ事変ノ当初ニ於テ其ノ俸給約一割ヲ増額シ其ノ後更ニ定期進
級ヲ速進シ増給ヲ為シツツアルモ尚社会一般ノ経済情勢ニ伴ハ
サルモノアリ旁々近キ将来ニ於テ一段ノ改善ヲ為ササルヲ得サ
ル情況ニ在リテ年々支出ノ増加ヲ來シツツアリ然ルニ先般臨時
措置トシテ学部予科及各専門部ノ修業年限ヲ短縮セラレ卒業期
ノ繰上ヲ為シタル結果各卒業期学生生徒ノ授業料ハ年額四分ノ
一徵収不能トナリ本学各定員数ヲ基準トスルモ約十数万円ノ減
収ヲ生セリ又来学年ヨリ予科ヲ二学年制度ト為スモノトセハ更
ニ一学年ヲ短縮スルコトトナルヲ以テ一学年ノ授業料収入減約
五万円ヲ生ス 尚全般ヲ通シ從来長年月ニ亘リ默許セラレ居リ
タル約一、二割ノ定員超過ハ之ヲ許サレサルコト相成リタル
結果亦相当多額ノ収入減少ヲ來ス可ク殊ニ新入学者数ニ付テハ

第一学年ヲ標準トセラレタル為メ本学ニ付從来多年ノ統計ニ微

セハ少クトモ全体ノ定員数ヨリハ昼夜ヲ通シ約二割内外ノ減員

トナル計算ナルヲ以テ一、二年ノ後ニ於テハ支出ノ増加ト収入

ノ減少トニ因リ收支ノ均衡ヲ保ツコト能ハサル狀況ニ立至ル可

ク加之時局ニ伴ヒ教練及体練等ノ強化ハ此ノ方面ニ於ケル人的

員数ノ増加及物的設備ノ充実ヲ要スルモノアリ学生生徒ノ保健

施設等亦一層ノ改善ヲ要スルモノアリテ此等ノ方面ニ於ケル經

費ノ増加ニ付テモ予メ充分ノ考慮ヲ払ハサル可カラサル次第ト

思料ス 従来本学ニ於テハ質実剛健ノ伝統精神ニ則リ財團法人

経営者タル理事、監事ハ凡テ無給奉仕トナシ其ノ他法人経費ハ

極力之ヲ節約シ法人ノ基礎ヲ強固ナラシメ学校施設ノ改善ヲ計

ルト共ニ学生生徒ノ負担ヲ輕少ナラシムル趣旨ニテ其ノ經營ヲ

為シ來リタルモ現在一般經濟情勢ニ於テハ世間篤志者ヨリノ寄

附行為ヲ求ムルコト頗ル困難ナル事情モ有之旁々此ノ際遺憾ナ

ガラ授業料等ヲ増額シ漸時収支ノ均衡ヲ図リ以テ緊急ヲ要スル

各種改善施設ノ費ニ充テントスルモノナリ

又入学試験料ノ増額ハ之レニ依リ合格ノ能力ナキニ拘ラス万

ヲ僥倖シテ受験セントスル者ヲ防止スルノ趣旨ニ出テ給費生ニ

対スル給費額及貸費生ニ対スル貸費額ノ増額ハ物価ノ騰貴ニ伴

フ臨機ノ処置ニ出ツルモノトス

昭和十七年十二月二十一日

中央大學專門部代表 林 順三郎 四

文部大臣 橋田邦彦殿

學則改正ニ關スル件

左案ノ通り専門部學則改正致度候ニ付御認可相成度候也

中央大學專門部學則中改正案

一、第九条中「金五円」ヲ「金十円」ニ改ム

二、第十一條中「金三円」ヲ「金五円」ニ改ム

三、第二十九條中「金三円」ヲ「金五円」ニ改ム

四、第三十条中「金百円」ヲ「金百五十円」ニ「金七十七円」

ヲ「金百二十円」ニ改メ期納額ヲ左ノ通り改ム

昼間部 夜間部

第一期 四月 金六十円 金五十円

第二期 九月 金五十円 金四十円

第三期 一月 金四十円 金三十円

五、第三十六條中「金三百円以内」ヲ「金五百円」ニ改ム

六、第三十八條中「金三百円」ヲ「金五百円」ニ改ム

七、第五十三條中「金五十五円」ヲ「金百円」ニ改メ期納額ヲ

左ノ通り改ム

第一期 四月 金四十円

第二期 九月 金三十五円

第三期 一月 金二十五円

八、附則ニ左ノ一項ヲ加フ

本則改正ハ昭和十八年二月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本則

改正施行ノ際現在スル生徒ノ授業料ハ從前ノ規程ニ依ル

四月一日ヨリ十五日ニ至ル
七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル

〔表紙〕

中央大学学則 大学予科部
専門部

〔参考照〕

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル
日曜日

大祭祝日

大学記念日(七月八日)

〔中央大学校舎〕写真・「創立五十周年記念講堂」写真省略

中央大学学則

第一章 総則

第一条 大学ハ法学、経済学、政治学、商学ニ関スル學術ノ理論及ヒ應用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究セシムルヲ以テ目的トス

第二条 大学ニ法学、経済学、商学ノ三学部及ヒ大学院ヲ設ケ

予科ヲ附置ス

第三条 学部ハ昼間部、夜間部ノ二部ニ別ツ

予科ハ昼間部、夜間部ノ二部ニ別チ昼間部ヲ第一予科トシ夜間部ヲ第二予科トス

第四条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五条 休業日ハ左ノ通トス但シ必要アリト認ムルトキハ臨時休業スルコトアルヘシ

第六条 学部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ

合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

転学ニ因リテ学部ニ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学生以後ノ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目ノ全部ノ試験ニ合格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタルモノト看做ス

第十条ノ規定ニ依リテ修学シタル随意科目ノ試験ニ合格シタル者ニハ請求ニ依リ其ノ科目ノ合格証明書ヲ交付ス

第七条 学部ヲ卒業シ卒業証書ヲ授与セラレタル者ハ其ノ学部ニ従ヒ法学士、経済学士、商学士ト称スルコトヲ得

第二章 学部

第八条 学部ノ修学期間ヲ三学年トス

第一節 学科課程

第九条 各学部ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間數左ノ如シ

第一 法学部

必修科目		第一学年		第二学年		第三学年	
科	目	数時授業週	科	目	数時授業週	科	目
憲法	憲法	二	行政法	行政法總論	二	行政法	行政法各論
民法	民法總論	三	物權法	物權法第二部	二	手形法	手形法
債権法	債権法第一部	二	債権各論	債権各論	三	保險法	保險法
親族法	親族法	三	相続法	相続法	二	商法	商法
刑法	刑法總論	二	商行法	商行法	二	海商法	海商法
經濟學	經濟學	六六	行為總則	行為總則	二	民事訴訟法	民事訴訟法第六編以
外國法	外國法(英独)	二	法則	法則	二	下民事訴訟法	下民事訴訟法第六編以
刑事演習	刑事演習	二	民事訴訟法	民事訴訟法第一編	二	民事訴訟法	民事訴訟法第六編以
民法	民法	三	至第五編乃	至第五編乃	二	外國法	外國法(英独)
刑法	刑法	二	第二編	第二編	二	民事演習	民事演習
選択科目	選択科目	四四	二	二	二	二	二
社会学	法制史	二	二	二	二	二	二
法政	国际公法	二	二	二	二	二	二
法制史	国际公法	二	二	二	二	二	二
二 ム 破産法(和議法ヲ含ム)	二 ム 法律哲学(法律史)	二 ム 国際私法(共通法ヲ含ム)	二 ム 法律哲学(法律史)	二 ム 国際私法(共通法ヲ含ム)	二 ム 法律哲学(法律史)	二 ム 国際私法(共通法ヲ含ム)	二 ム 法律哲学(法律史)
必修科目中外国法ハ入学ノ始ニ於テ英法、独法ノ一ヲ指定シ届出ツルコトヲ要ス							

第二 經濟學部

選択科目ハ学年ノ始ニ於テ第一学年第二学年ハ一科目、第三学年ハ二科目ヲ選択シテ届出ツルコトヲ要ス									
隨意科目 (選択科目中自己ノ選択セサル科目及経済学部、商学部ノ各科目ハ第十条ニ依リ随意科目シテ修学スルコトヲ得)									
外國語		二外國語		二外國語		二外國語		二外國語	
倫理学(東洋)		二倫理学(西洋)		二倫理学(西洋)		二社会政策		二社会政策	
必修科目		必修科目		必修科目		必修科目		必修科目	
第一学年		第二学年		第三学年		第一学年		第二学年	
授業時間(週)		授業時間(週)		授業時間(週)		授業時間(週)		授業時間(週)	
科 目		科 目		科 目		科 目		科 目	
経済原論		四経済学史		二工業政策		二社会政策		二社会政策	
経済地理		二銀行論		二交通政策		二社会政策		二社会政策	
貨幣論		二農業政策		二社会政策		二社会政策		二社会政策	
統計		二商業政策		二財政学		二社会政策		二社会政策	
外國語經濟書(英独)		二政治史及外交史		二東洋經濟事情		二社会政策		二社会政策	
簿記原理		二西洋經濟事情		二保険学		二社会政策		二社会政策	
植民政策		二財政学		二政治学		二社会政策		二社会政策	
憲法		二經濟演習		二經濟演習		二社会政策		二社会政策	
社会学		二外國語經濟書(英独)		二外國語經濟書(英独)		二社会政策		二社会政策	
四商法(総則・会社)		二民法(債権)		二商法(海商)		二社会政策		二社会政策	
四商法(商行為)		二		二		二		二	

第三 商学部

第三学年ハ第一類ヨリ一科目第二類ヨリ二科目ヲ選択シテ届出ルコトヲ要ス、但シ一時間単位ノ科目ハ各学年一科目ニ限ル	隨意科目（選択科目中自己ノ選択セサル科目及法学部・経済学部ノ科目ハ第十条ニ依リ随意科目トシテ修学スルコトヲ得）
倫理学(東洋)	二倫理学(西洋)
社会学	二行政法総論
親族法	二相続法
刑法	二国際公法
外国語経済書（独仏）	二外國語経済書（独仏）
	二

第十一条 学年ノ始ニ於テ関係学部長ノ許可ヲ受ケ其ノ学部又ハ他ノ学部ニ属スル授業ヲ随意科目トシテ修学スルコトヲ得
 第二節 入学、休学、退学及ヒ除名
 第十二条 入学ヲ許可スヘキ者左ノ如シ
 一 予科卒業者
 二 高等科卒業者又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等ノ学力アリト認メタル者
 三 旧大学部卒業者及ヒ専門部卒業者但シ大正七年文部省令
 第三号第二条第二号ニ依リ指定セラレタル者ニ限ル
 四 同等学校ノ予科卒業者及ヒ専門学校卒業者但シ大正七年文部省令第三号第二条第三号ニ依リ指定セラレタル者ニ限ル
 第十二条 同等学校ニ於テ第一学年以上ニ在学シ転学スル者ハ

相当ノ学年ニ編入スルコトヲ得但シ学科課程中他ノ大学ニ於テ修了セサル科目アルトキハ其ノ科目ニ限り試験ヲ行フ
 第十三条 入学ノ許可ヲ請フ者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添へ差出スヘシ但シ試験ヲ要スル場合ニハ同時ニ受験料金（抹消）〔十五〕円ヲ納ムヘシ
 第十四条 入学期ハ学年ノ始トス但シ第十二条第二十二条第二項又ハ第二十三条ノ規定ニ依リテ転学又ハ再入学スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十五条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在学証ヲ差出スヘシ
 第十六条 保証人ハ成年者ニシテ東京市又ハ其ノ隣接市町村内ニ於テ独立ノ生計ヲ立ツルモノナルコトヲ要ス
 保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキモノトス

第十七条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遲滞ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタルトキ亦同シ

保証人住所又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第十八条 疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ満二箇月以上修学スルコト能ハサルトキハ其ノ事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ当該学年間休学スルコトヲ得
 前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得

第十九条 給費生、貸費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第二十条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ

期間第十八条ニ準シテ休学シ満期後直ニ原級ニ復スルコトヲ

得

第二十一条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証

人連署ノ上届出ツヘシ

第二十二条 左ニ掲タル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト

認メタル者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一個年間闕席シ又

ハ正当ノ理由ナク一個月以上闕席シタル者

第二十三条ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準

用ス

第二十四条 第七十五条、第七十六条ノ規定ニ依リ退学処分ヲ

受ケタル者四個月以上ヲ経過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認メタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十五条 試験ハ学年ノ終又ハ授業ヲ終リタル際之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ、追試験又ハ再試験

ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金壱円ヲ納ムヘシ、(抹消)〔五科目〕(加筆・朱書)以上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ」〔但シ総額金十円ヲ

超ユルコトナシ」

第二十五条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十六条 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ
甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十七条 授業ヲ受ケタル科目ニ非サレハ試験ヲ受クルコトヲ

ヲ得ス

休学シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス但シ第二十条ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス

第十八条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試

験ヲ受クルコトヲ得

第二十八条 或、科目ニ付三個年以内ニ試験ニ合格セサル者ハ全部合格ニ至ルマテ在学スルコトヲ得但シ六個年ヲ超ユルコトヲ得ス、試験ヲ受ケヌシテ在学スル者亦同シ

在学六個年ニ満ツル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試験ヲ受ケムトスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラス其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ得

第十二条ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタル日ニ至ル迄ニ要スヘカリシ期間在学シタルモノトシテ其ノ在学期間ヲ計算ス

第二十二条又ハ第二十三条ノ規定ニ依リテ再入学シタル者ニ付テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ニ其ノ在学期間ニ通算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十九条 隨意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ

第三十条 試験ハ授業料ヲ完納シ且必要ナル受験料ヲ納付シタ

ル者ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第四節 学 費

第三十一条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学料トシテ金五円ヲ納ムヘシ

第三十二条 授業料ハ一学年昼間部ハ金百〔三〕〔八〕拾円夜間部ハ金百〔拾〕〔五十〕円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ

昼間部	夜間部
(抹消)〔加筆・朱書〕	(抹消)〔加筆・朱書〕

第一期 四月	金〔五〕〔七〕十円	金〔四〕〔六〕十円
(抹消)〔加筆・朱書〕	(抹消)〔加筆・朱書〕	(抹消)〔加筆・朱書〕
第二期 九月	金〔五〕〔六〕十円	金〔四〕〔五〕十円
(抹消)〔加筆・朱書〕	(抹消)〔加筆・朱書〕	(抹消)〔加筆・朱書〕
第三期 一月	金〔三〕〔五〕十円	金〔三〕〔四〕十円
(抹消)〔加筆・朱書〕	(抹消)〔加筆・朱書〕	(抹消)〔加筆・朱書〕

第三十三条 学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前及ヒ退学後ノ授業料ヲ免除ス

休学中ハ授業料ヲ免除ス

第三十四条 在学中ハ欠席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十五条 納付シタル授業料ハ返付セス

第三章 大 学 院

第三十六条 入学期ハ学年ノ始トス但シ時宜ニ因リ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第三十七条 大学卒業者ニシテ大学院ニ入ラント欲スルモノハ特ニ研究事項ヲ具シ其ノ許可ヲ受クヘシ

他ノ大学卒業者ニシテ大学院ニ入ラント欲スルモノハ前項ノ入学願書ニ学業履歴書ヲ添附シ当該学部ノ検定ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ検定料トシテ金十円ヲ納ムヘ

シ

第三十八条 学長ハ学生ヲ指導スル教員ヲ選定スヘシ

第三十九条 学長ハ学生ノ為メ特ニ講義ヲ開キ特別研究ヲ為サシムルコトアルヘシ

学長ノ許可ヲ受ケ学生ハ各学部ノ講義演習等ニ出席スルコトヲ得

第四十条 学生ハ学年ノ終ニ於テ其ノ攻究ノ状況及ヒ成績ヲ記載シタル報告書ヲ指導教員ヲ經テ学長ニ差出スヘシ

第四十一条 二年以上修学シタル者ハ其ノ攻究シタル学課ニ付卒業論文ヲ提出シテ学位ヲ請求スルコトヲ得

第四十二条 学生ハ攻究料トシテ学年ノ始又ハ入学ノ際ニ於テ一学年金〔六十六〕〔百二十〕円ヲ納ムヘシ

第四十三条 学長ハ学生中學力優秀心身健全ナル者ヲ銓衡シ特選給費学生ト為スコトヲ得

特選給費学生ニハ二年以内月額〔金三十円以上〕金七十五円以内ノ学費ヲ給与ス但シ学長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ年限ヲ延長スルコトヲ得

特選給費学生ハ学長ノ許可ヲ得スシテ他ノ業務ニ就クコトヲ得ス

学長ハ特選給費学生其ノ地位ニ適セサル事実アリト認ムルトキハ之ヲ免スルコトヲ得

特選給費学生ニハ第四十二条ノ規定ヲ適用セス

第四十四条 第十五条乃至第二十三条第三十三条第一項及ヒ第三十五条ノ規定ハ之ヲ大学院学生ニ準用ス

第四章 予 科

一四八

第四十五条 第一予科ノ修学期間ヲ三学年トシ第二予科ノ修学

期間ヲ二学年トス

予科ヲ卒業シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第一節 学科課程

第四十六条 予科ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如

シ

第一 予 科

		第一 学 年		第二 学 年		第三 学 年	
		科 目	修 身	科 目	修 身	科 目	修 身
国 語	漢 文	六	一	第一 外国語(英若) (八独)	一	第一 外国語(英若) (八独)	一
國 語	漢 文	五	一	第一 外国語(英若) (八独)	一	第一 外国語(英若) (八独)	一
體 操	二	五	一	第一 外国語(英若) (八独)	一	第一 外国語(英若) (八独)	一
自然 科 学	二	理 史	五	第一 外国語(英若) (八独)	一	第一 外国語(英若) (八独)	一
體 操	二	心 理、論 理	五	第一 外国語(英若) (八独)	一	第一 外国語(英若) (八独)	一
自然 科 学	二	哲 学 概 説	五	第一 外国語(英若) (八独)	一	第一 外国語(英若) (八独)	一
體 操	二	心 理、論 理	二	第一 外国語(英若) (八独)	一	第一 外国語(英若) (八独)	一
二 体	四	二	二	第一 外国語(英若) (八独)	一	第一 外国語(英若) (八独)	一

		第一 学 年		第二 学 年		第三 学 年	
		科 目	修 身	科 目	修 身	科 目	修 身
國 語	漢 文	五	一	第一 外国語(英若) (八独)	一	第一 外国語(英若) (八独)	一
體 操	二	五	一	第一 外国語(英若) (八独)	一	第一 外国語(英若) (八独)	一
自然 科 学	二	歷 史	五	第一 外国語(英若) (八独)	一	第一 外国語(英若) (八独)	一
體 操	二	哲 学 概 説	五	第一 外国語(英若) (八独)	一	第一 外国語(英若) (八独)	一
二 体	四	二	二	第一 外国語(英若) (八独)	一	第一 外国語(英若) (八独)	一

第二外國語ハ随意科目トス

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第四十七条 入学ヲ許可スヘキ者左ノ如シ但シ外国人ニシテ之ニ相当スル學歴ヲ有スル者ハ第一予科ニアリテハ中学校四年終了程度第二予科ニアリテハ中学校卒業程度ノ試験検定ノ上之ヲ許可ス

第一 予 科

- 一 中学校四年修了者
- 二 高等学校尋常科修了者
- 三 高等学校高等科入学資格試験合格者

第二外國語ハ随意科目トス

五 文部大臣ニ於テ高等学校高等科ノ入学ニ関シ検定シタル者

ル者

六 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第二予科

一 中学校卒業者

二 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者

三 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第四十八条 左ノ各号ノニ該当シ第一予科第一学年科目ノ試験ニ合格シタル者ハ第一予科第二学年ニ入学スルコトヲ得

一 中学校卒業者

二 高等学校高等科一学年修了者

三 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者

四 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第四十九条 入学期ハ学年ノ始トス但シ補欠トシテ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十条 第十二条乃至第二十三条ノ規定ハ之ヲ予科学生ニ準用ス

第三節 試験

第五十一条 試験ハ学年ノ終又ハ臨時之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ追試験又ハ再試験ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金〔一〕〔二〕円ヲ納ムヘシ〔抹消〕〔加筆・朱書〕

受クル者ハ一科目ニ付受験料金〔一〕〔二〕円ヲ納ムヘシ〔抹消〕〔加筆・朱書〕

目以上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ〔但シ総額金十円ヲ超ユルコトナシ〕

第五十二条 試験ノ成績ハ各科目ニ付優、良、可、不可ヲ以テ表示シ優、良、可ヲ合格トシ不可ヲ不合格トス

第五十三条 配当科目ノ全部ニ合格スルニ非サレハ進級スルコトヲ得ス

不合格ノ科目総科目ノ三分ノニ達セサルトキハ教員会ノ銓衡ニ依リ前項ノ規定ニ拘ラス仮ニ進級セシムルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ不合格ノ科目ニ付再試験ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス

引続キ二回進級セサル者ハ退学ヲ命スルコトアルヘシ

第四節 学費

第五十四条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学料トシテ金五円ヲ納ムヘシ

第五十五条 授業料ハ一学年第第一予科ハ金百拾円第二予科ハ金百円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ但シ特別ノ事情アル者ニ限り月割分納ヲ許スコトアルヘシ

	第一予科	第二予科
第一期 四月	金〔四〕〔六〕十円〔抹消〕〔加筆・朱書〕	金〔三十五〕〔五十〕円〔抹消〕〔加筆・朱書〕
第二期 九月	金〔四〕〔五〕十円〔抹消〕〔加筆・朱書〕	金〔三十五〕〔四十〕円〔抹消〕〔加筆・朱書〕
第三期 一月	金〔三〕〔四〕十円〔抹消〕〔加筆・朱書〕	金三十円

第五十六条 第三十条及ヒ第三十三条乃至第三十五条ノ規定ハ之ヲ予科学生ニ適用ス

第五章 給費生及ヒ特待生

第五十七条 学長ハ大学及ヒ予科学生中学術優等品行方正ナル者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第五十八条 給費生ニハ当該学年間年額金〔三〕〔五〕百円〔以内〕ノ学資ヲ給与シ特待生ニハ当該学年間授業料ヲ免除ス

第五十九条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六章 貸費生及ヒ留学生

第六十条 学長ハ大学及ヒ予科学生中学術優等品行方正ニシテ学資支弁ノ途ナキモノヲ銓衡シ貸費生トシテ当該学年間年額金〔三〕〔五〕百円以内ヲ貸与スルコトヲ得

第六十一条 貸費ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ従フ

第六十二条 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル願書ヲ差出スヘシ

第六十三条 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第六十四条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一個年目ヨリ毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第六十五条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六十六条 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ

疾病ノ為メ廃学シタル場合ニハ情状ニ依リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第六十七条 学長ハ卒業者中学力優秀ニシテ将来学術ノ蘊奥ヲ攻究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留学生トシテ学資ヲ貸与シ留学セシムルコトヲ得

留学生ニ関スル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

第七章 学生心得

第六十八条 登校スルトキハ必ス制服制帽洋服若クハ袴ヲ着ケ靴又ハ上草履ヲ用フヘシ

第六十九条 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帯スヘシ之ヲ携帯セサルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第七十条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其ノ他粗暴ノ举动アルヘカラス

第七十一条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス、止ムヲ得サル事故アリテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘシ

第七十二条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ遅滞ナク届出ツヘシ

第七十三条 三日以上闕席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但シ七日以上闕席スルトキハ証明書ヲ添附スルコトヲ要ス

第七十四条 闕席届出ノ日数ハ一個月ヲ超ユルヲ得ス若シ一個月ヲ超エ事由仍ホ止マサルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為

スコトヲ要ス

第八章 懲 戒

第七十五条 学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者

ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス

第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同等学

校ニ通知ス

第七十六条 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

第七十七条 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命シタルトキ

ハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

附 則

一本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一本則施行ノ際現ニ存スル第二学年及ヒ第三学年ノ学科課程、
其ノ配当及ヒ授業時間数ハ其ノ第二学年ニ属スル学生ノ卒業
スヘキ学年試験ヲ終ル迄仍未従前ノ規定ニ依ル

一 学部ノ第一学年又ハ第二学年ノ学生中昭和六年ニ施行シタ
ル学年試験ニ於テ従前ノ規定第二十八条ニ依リ次ノ学年ノ試
験ヲ受クルコトヲ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後ニ於
テハ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ合格セサリシ
科目ニ付テハ試験ヲ免除スルノ限ニ在ラス

一本則改正ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一本則施行ノ際現ニ存スル各学部第二学年並法學部第三学年

ノ学生ハ從前ノ規程ニ依ル

一本則改正ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存

スル第二学年及第三学年ノ学生、生徒ハ從前ノ規程ニ依ル

一本則改正ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ適用ス但シ現ニ存

スル第一学年及第三学年ノ学生生徒ハ從前ノ規程ニ依ル

〔加筆・朱書〕二 本則改正ハ昭和十八年二月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本則

改正施行ノ際現在スル学生生徒〔ハ〕〔ノ〕授業料、研究料ハ從
前ノ規定ニ依ル予科ヲ修了シ学部ニ入学スル者ニ付テハ改正
額ニ依ル

中央大学専門部学則

第一章 総 則

第一条 大学ニ専門部ヲ置ク専門部ハ法学、経済学、政治学、

商学ニ関スル學術ノ理論及ヒ應用ヲ教授スルヲ以テ目的トス

第二条 専門部ニ法学、経済学、商学ノ三学科ヲ置キ学生ヲ正
科生及ヒ別科生ノ二種ニ別ツ

第三条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四条 休業日ハ左ノ通トス但シ必要アリト認ムルトキハ臨時
休業スルコトアルヘシ

四月一日ヨリ十五日ニ至ル

七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

日 曜 日

大 祭 祀 日

大學記念日(七月八日)

第五条 専門部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験

ニ 合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

転学其ノ他ニ因リテ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学年以後ノ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目ノ全部ノ試験ニ合格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ合格シタルモノト看做ス

第六条 各学科ノ修学期間ヲ三学年トス

第一章 專門部

第一節 學科課程

第七条 各学科ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間左ノ如シ

		第一学年					第二学年					第三学年		
		必修科目			科 目		必修科目			科 目		必修科目		
		數時授業週			數時授業週		數時授業週			數時授業週		數時授業週		
債 權 總 論	物 權 法 第 一 部	民 法 總 論	法 學 通 論	憲 法	修 身	一	修 身	一	修 身	一	修 身	一	修 身	一
三 刑 法 各 論	二 相 統 法	三 債 權 各 論	二 物 權 法 第 二 部	二 行 政 法 總 論			二 行 政 法 各 論	二						
二	二	三	二	二			二							
二 民 事 訴 訟 法 第 六 編 以 下	二 海 商 法	二 保 險 法	二 手 形 法	二 行 政 法 各 論	二		二							
二	二	二	二	二			二							

第一 経済学科

必修科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科	目	科	目	科	目
	授業時間(週)	授業時間(週)	授業時間(週)	授業時間(週)	授業時間(週)	授業時間(週)
刑法総論	二	親族法	二	夜間部ニハ体操ヲ実施セス	二	修身
刑法各論	二	相続法	二	二	一修	一修
国際公法	二	社会学	二	二	二修	二修
二	二	二	二	二	二	二

第三 商学科

必修科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科	目	科	目	科	目
	授業時間(週)	授業時間(週)	授業時間(週)	授業時間(週)	授業時間(週)	授業時間(週)
体操	英語	哲学概論	論理・心理	民法(総論・物権)	法学通論	憲法
操	四	二	二	四	二	二
操	英語	商法(債権)	民法(債権)	景氣変動論	経済事情	商業政策
操	四	二	二	二	二	二
操	英語	商法(海商・手形)	商業英語	算	交通政策	保険学
操	四	二	二	二	二	二

外国语(仏・英・支独)

外国语(仏・英・支独)

外国语(仏・英・支独)

工業概論

二

夜間部ニハ体操ヲ実施セス

隨意科目	數學	一教育學	二教學法	二二
外國語(英・支)	二外國語(英・支)	二工業概論	二	二
		外國語(英・支)		
		二		

第二学年ニ於ケル教育学及第三学年ニ於ケル教授法ハ実業教員志望者ニ限り必修トシテ之ヲ課ス

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第八条 入学ヲ許可スヘキ者ハ年齢十七年以上ノ男子トス

正科生ノ入学資格左ノ如シ 但シ外国人ニシテ之ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ中学校卒業程度ノ試験検定ノ上之ヲ許可ス

一 中学校卒業者

二 専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定合格証書ヲ有スル者

三 文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト

同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

別科生ハ志願者ノ履歴ニ就キ銓衡ノ上入学ヲ許可ス但シ国語、漢文、数学又ハ英語ノ全部又ハ一部ニ付キ試験ヲ行フコトアルヘシ

第九条 第二学年以上ニ入学スルニハ前条ノ資格ヲ有シ且第一

学年又ハ第二学年ノ配当科目ノ試験ニ合格スルコトヲ要ス但シ受験料ハ金〔五〕〔十〕円トス

第十条 同等学校ニ於テ第二学年以上ニ在学シ転学スル者ハ相

当ノ学年ニ編入スルコトヲ得但シ学科課程中他校ニ於テ修了セサル科目アルトキハ其ノ科目ニ限り試験ヲ行フヘシ

第十二条 正科生ノ入学期ハ学年ノ始トス但シ第十条、第二十条第二項又ハ第二十一条ノ規定ニ依リテ転学又ハ再入学スル者ハ此ノ限ニ在ラス
〔加筆・朱書〕
〔五〕円ヲ納ムヘシ

第十三条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在学証ヲ差出スヘシ

第十四条 保証人ハ成年者ニシテ東京市又ハ其ノ隣接市町村内ニ於テ独立ノ生計ヲ立ツルモノナルコトヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキモノトス

第十五条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遲滞ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタルトキ亦同シ

保証人住所又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第十六条 疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ満一個月以上修学スルコト能ハサルトキハ其ノ事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ当該学年間休学スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ

保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得

第十七条 給費生、貸費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第十八条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ

期間第十六条ニ準シテ休学シ満期後直ニ原級ニ復スルコトヲ

得

第十九条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人

連署ノ上届出ツヘシ

第二十条 左ニ掲タル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト

認メタル者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一個年間缺席シ又

ハ正当ノ事由ナク一個月以上缺席シタル者

第二十一条ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準

用ス

第二十二条 第六十五条又ハ第六十六条ノ規定ニ依リ退学処分

ヲ受ケタル者四個月以上ヲ経過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認

メタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十三条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十四条 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ

甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十五条 授業ヲ受ケタル科目ニアラサレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

休業シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス但シ第十八条ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス

第十六条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試験ヲ受クルコトヲ得

第二十六条 或ル科目ニ付三個年内ニ試験ニ合格セサル者ハ全部合格ニ至ル迄在学スルコトヲ得但シ六個年ヲ超ユルコトヲ

得ス試験ヲ受ケシテ在学スル者亦同シ

在学六個年ニ満ツル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試験ヲ受ケントスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラス

其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ

得

第十二条ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタ

ル日ニ至ル迄ニ要スヘカリシ期間在学シタルモノトシテ其ノ

在学期間ヲ計算ス

第二十条又ハ第二十一条ノ規定ニ依リテ再入学シタル者ニ付

テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ通算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第二十七条 隨意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限リ之ヲ行フ

学年ノ始ニ於テ許可ヲ受ケ随意科目ヲ修学シタル者ニアラサ
レハ前項ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第六節 貸費生及ヒ留学生

アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第二十八条 試験ハ授業料ヲ完納シ且必要ナル受験料ヲ納付シ
タル者ニアラサレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第四節 学 費

第二十九条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入學料トシテ金〔三〕
〔加筆・朱書〕〔抹消〕〔五〕円ヲ納ムヘシ

第三十条 授業料ハ一年学年昼間部ハ金百〔五十〕円、夜間部ハ金
〔抹消〕〔加筆・朱書〕〔七〕拾七〔百二十〕円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ

昼間部

第一期 四月 金〔抹消〕〔二十五〕〔六十〕円 金〔抹消〕〔三十〕〔五十〕円

第二期 九月 金〔抹消〕〔三十五〕〔五十〕円 金〔抹消〕〔三十〕〔四十〕円

第三期 一月 金〔抹消〕〔三十一〕〔四十〕円 金〔抹消〕〔十七〕〔三十〕円

夜間部

第一期 四月 金〔抹消〕〔加筆・朱書〕〔三十五〕〔六十〕円 金〔抹消〕〔加筆・朱書〕〔三十〕〔五十〕円

第二期 九月 金〔抹消〕〔三十五〕〔五十〕円 金〔抹消〕〔三十〕〔四十〕円

第三期 一月 金〔抹消〕〔三十一〕〔四十〕円 金〔抹消〕〔十七〕〔三十〕円

第四十一条 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署
シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第四十二条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一個年目ヨリ
毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第四十三条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ
直ニ之ヲ免ス

第三十二条 在学中ハ闕席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十三条 削除

第三十四条 納付シタル授業料ハ返付セス

第五節 給費生及ヒ特待生

第三十五条 学長ハ学生中学術優等品行方正ナル者ヲ銓衡シ給

費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第三十六条 給費生ニハ当該学年間年額金〔三〕〔五〕百円〔以内〕
〔抹消〕〔加筆・朱書〕〔抹消〕

ノ学資ヲ給与シ特待生ニハ当該学年間授業料ヲ免除ス

第三十七条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実

第三十八条 学長ハ学生中学術優秀品行方正ニシテ学資支弁ノ
途ナキ者ヲ銓衡シ貸費生トシテ当該学年間年額金〔三〕〔五〕円
〔抹消〕〔加筆・朱書〕〔抹消〕

以内ヲ貸与スルコトヲ得

第三十九条 貸与ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ
従フ

第四十一条 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署
シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第四十二条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一個年目ヨリ
毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第四十三条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ
直ニ之ヲ免ス

第四十四条 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セ
ラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ
疾病ノ為メ廃学シタル場合ニハ情状ニ依リ月賦返納ヲ許スコ
トアルヘシ

第四十五条 学長ハ卒業者中学力優秀ニシテ将来学術ノ蘊奥ヲ
研究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留学生トシテ学資ヲ貸与シ
留学セシムルコトヲ得

留学生ニ関スル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

第三十五条 学長ハ学生中学術優等品行方正ナル者ヲ銓衡シ給

費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第三十六条 給費生ニハ当該学年間年額金〔三〕〔五〕百円〔以内〕
〔抹消〕〔加筆・朱書〕〔抹消〕

ノ学資ヲ給与シ特待生ニハ当該学年間授業料ヲ免除ス

第三十七条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実

第三章 研究科

第四十六条 研究科ハ専門部ノ卒業者ニシテ既修ノ学科ニ付尚ホ深遠ナル研究ヲ為サント欲スル者ノ為メニ之ヲ設ク

第四十七条 研究科ノ修業科目ハ左ノ十一科トシ各自志望ノ科

目ヲ專攻セシム

憲法 行政法 刑法 民法 商法

訴訟法 國際法 政治学 経済学 財政学

商業学

第四十八条 修業年限ハ一年以上三年トス

第四十九条 入学期ハ学年ノ始トス但シ臨時入学ヲ許スコトア

ルヘン

第五十条 研究科ハ専門部、旧英吉利法律学校、旧東京法学院又ハ旧東京法学院大学ノ卒業者ニシテ学長ノ承認ヲ経タル者ニ限り入学ヲ許ス但シ同等学校卒業者又ハ之ト同等以上ノ学歴アル者ニ入学ヲ許スコトアルヘン

第五十一条 削除

第五十二条 第十一条及ヒ第十三条乃至第二十一条ノ規定ハ之ヲ研究科学生ニ準用ス

第五十三条 研究科ノ授業料ハ一個年金〔五十五〕〔百〕円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ
〔抹消〕〔加筆・朱書〕
〔抹消〕〔加筆・朱書〕

第一期 四月（金〔二十〕〔四十〕円）
第二期 九月（金〔二十〕〔三十〕〔五〕円）
第三期 一月（金〔十五〕〔二十五〕円）

第三十一条第三十二条及第三十四条ノ規定ハ之ヲ前項ノ授業

料ニ準用ス

第五十四条 研究科学生ハ特ニ開ク講義ヲ聽聞スルノ外本大学ノ指定セル指導者ニ從ヒ専攻ノ学科ヲ研究スルモノトス研究科学生ハ任意ニ一般学生ノ為ニスル講義ヲ聽聞スルコトヲ得

ヲ得

第五十五条 研究科ノ卒業試験ハ論文試問トス但シ場合ニ依リ更ニ口述試問ヲ為スコトアルヘシ

卒業論文ハ二人以上ノ指導者之ヲ此判ス

落第者ハ更ニ六ヶ月以上修業ノ後再ヒ試験ニ応スルコトヲ得

第五十六条 研究科ノ卒業試験ニ応セントスル者ハ受験料金二
十円ヲ納ムヘシ

第二十八条ノ規定ハ前項ノ試験ニ之ヲ準用ス

第五十七条 研究科ノ卒業試験ニ合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与シ中央大学法律学士、中央大学経済学士、中央大学商業学士ノ称号ヲ認許ス

第四章 学生心得

第五十八条 登校スルトキハ必ス制服制帽、洋服若クハ袴ヲ着ケ靴又ハ上草履ヲ用ウヘシ

第五十九条 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帯スヘシ之ヲ携帯セサルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第六十条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其ノ他粗暴ノ
挙動アルヘカラス

第六十一条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス止ムヲ得サル事故ア

リテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘシ

第六十二条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ
遅滞ナク届出ツヘシ

第六十三条 三日以上闕席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具
シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但シ七日以上闕席スルトキハ
証明書ヲ添附スルコトヲ要ス

第六十四条 闕席届出ノ日数ハ一個月ヲ超ユルヲ得ス若シ一個
月ヲ超エ事由尚ホ止マサルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為
スコトヲ要ス

第五章 懲 戒

第六十五条 学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者
ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス

第一項ノ規定ニ依リテ退学ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同等学
校ニ通知ス

第六十六条 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

第六十七条 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命シタルトキ
ハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

附 則

一 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則施行ノ際現ニ存スル第二学年及ヒ第三学年ノ学科課程
及ヒ其ノ配当ハ其ノ第二学年ニ属スル学生ノ卒業スヘキ学年
試験ヲ終ル迄仍ホ從前ノ規定ニ依ル

(裏表紙)

東京市神田区駿河台三丁目九番地ノ四

昭和十六年一月 中 央 大 学

」

昭和十八年度以後授業料改正ニ依ル収支予定表

昭和十六年度中央大学收支決算

L

中央大學

收入經常部

		科 目		予 算 円 額		決 算 円 額		減 増 円 額	
		第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項
取 入	經 常 部	授 業 料	學 料	檢 定 料	試 驗 料	資 本 料	利 子 料	其 他 料	總 料
第一款	中央大學 収入	八三、一〇〇、〇〇	一、六五、四〇〇、〇〇	七七、一四〇、〇〇					
第一項	授 業 料	七一、六〇〇、〇〇	一、四〇五、六四六、〇〇	一七、四九三、〇〇					
第二項	入 学 料	一五、〇〇〇、〇〇	一四、九三一、〇〇	一四、九三一、〇〇					
第三項	入 学 檢 定 料	一〇、〇〇〇、〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇					
第四項	追 試 驗 料	一〇、〇〇〇、〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇					
第五項	雜 料	四九、四〇〇、〇〇	九三、四〇〇、〇〇	九三、四〇〇、〇〇					
第二款	財 產 収 入	一一〇、〇〇〇、〇〇	一一〇、〇〇〇、〇〇	一一〇、〇〇〇、〇〇					
第一項	供 託 金 利 子	二五、〇〇〇、〇〇	二五、〇〇〇、〇〇	二五、〇〇〇、〇〇					
第二項	基 本 財 產 其 他 財 產 収 入	八、〇〇〇、〇〇	八、〇〇〇、〇〇	八、〇〇〇、〇〇					
第三款	雜 収 入	八、〇〇〇、三	八、〇〇〇、三	八、〇〇〇、三					
第四款	前 年 度 繼 越 金	九四、三〇〇、三	一、七五、七八、〇〇	一、七五、七八、〇〇					
部 計		一、七五、七八、〇〇	一、七五、七八、〇〇	一、七五、七八、〇〇					
		△							

收入臨時部

科	目	日	予算額
第一款	前年度剩余金	繰入	
第二款	入	臨時部	金
収入	時	部	計
合計			
一、二四四、三〇〇、三			
一、七五、七二八、〇	(加筆)	△	△減
五、一、四一八、五	△	△五〇、〇〇〇、〇〇〇	△五〇、〇〇〇、〇〇〇
	△	△五〇、〇〇〇、〇〇〇	△五〇、〇〇〇、〇〇〇
	○	○	○

秘

昭和二十年度

支出経常部		科 目	予算額 円	決算額 円	増減
第一款 中央大学	学校費	第一項 教場費	八三、一五〇、〇〇	八三、一五〇、〇〇	△一〇〇、〇〇
第二項 給食費		第二項 給付費	六六、〇〇〇、〇〇	六六、〇〇〇、〇〇	△一〇〇、〇〇
第三項 諸備費		第三項 諸備費	三九、七六、七六	三九、七六、七六	△一〇〇、〇〇
第四項 備品費		第四項 備品費	二九、九九、七六	二九、九九、七六	△一〇〇、〇〇
第五項 消耗品費		第五項 消耗品費	一九、九九、七六	一九、九九、七六	△一〇〇、〇〇
第六項 通信運搬費		第六項 通信運搬費	一九、九九、七六	一九、九九、七六	△一〇〇、〇〇
第七項 研究費		第七項 研究費	一九、九九、七六	一九、九九、七六	△一〇〇、〇〇
第八項 修繕費		第八項 修繕費	一九、九九、七六	一九、九九、七六	△一〇〇、〇〇
第九項 保険費		第九項 保険費	一九、九九、七六	一九、九九、七六	△一〇〇、〇〇
第十項 会員費		第十項 会員費	一九、九九、七六	一九、九九、七六	△一〇〇、〇〇
第一款 財團費		第一款 財團費	一九、九九、七六	一九、九九、七六	△一〇〇、〇〇
第二項 雜支費		第二項 雜支費	一九、九九、七六	一九、九九、七六	△一〇〇、〇〇
第三款 补助費		第三款 表示費	一九、九九、七六	一九、九九、七六	△一〇〇、〇〇
第一項 法學新報社費		第一項 法學新報社費	一九、九九、七六	一九、九九、七六	△一〇〇、〇〇
第二項 商業論纂補助費		第二項 商業論纂補助費	一九、九九、七六	一九、九九、七六	△一〇〇、〇〇

支出臨時部		科 目	予算額 円	決算額 円	増減
第一款 倉庫建設費		第一項 倉庫建設費	五、五〇〇、三三	五、五〇〇、三三	○
第二款 生徒宿舎建設費		第二項 生徒宿舎建設費	一五〇、〇〇〇、〇〇	一五〇、〇〇〇、〇〇	△一五〇、〇〇〇、〇〇
第三款 営繕費		第三款 営繕費	三〇〇、〇〇〇、〇〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇	△三〇〇、〇〇〇、〇〇
第四款 不動産銷却基金		第四款 不動産銷却基金	一五〇、〇〇〇、〇〇	一五〇、〇〇〇、〇〇	△一五〇、〇〇〇、〇〇
第五款 災害補填基金		第五款 災害補填基金	一五〇、〇〇〇、〇〇	一五〇、〇〇〇、〇〇	△一五〇、〇〇〇、〇〇
第六款 図書銷却基金		第六款 図書銷却基金	一五〇、〇〇〇、〇〇	一五〇、〇〇〇、〇〇	△一五〇、〇〇〇、〇〇
第七款 教職員退職基金		第七款 教職員退職基金	一五〇、〇〇〇、〇〇	一五〇、〇〇〇、〇〇	△一五〇、〇〇〇、〇〇
第八款 営繕費引費金	(當)	第八款 営繕費引費金	一五〇、〇〇〇、〇〇	一五〇、〇〇〇、〇〇	△一五〇、〇〇〇、〇〇
支 出 臨 時 部	計	支 出 臨 時 部	一、一五〇、三〇〇、三三	一、一五〇、三〇〇、三三	△一五〇、〇〇〇、〇〇
支 出 合計	(加筆)	支 出 合計	三〇〇、五〇〇、三三	三〇〇、五〇〇、三三	△一五〇、〇〇〇、〇〇
第一項 雑誌売捌代	予算額	第一項 雑誌売捌代	一五〇、四〇〇、〇〇	一五〇、四〇〇、〇〇	△一五〇、〇〇〇、〇〇
第二項 法學新報社	予算額	第二項 法學新報社	一五〇、四〇〇、〇〇	一五〇、四〇〇、〇〇	△一五〇、〇〇〇、〇〇
第三款 表示費	予算額	第三款 表示費	一五〇、四〇〇、〇〇	一五〇、四〇〇、〇〇	△一五〇、〇〇〇、〇〇
第四款 予備費	予算額	第四款 予備費	六六、五〇〇、〇〇	六六、五〇〇、〇〇	△一五〇、〇〇〇、〇〇
第五款 災害補填基金	予算額	第五款 災害補填基金	八三、八〇〇、〇〇	八三、八〇〇、〇〇	△一五〇、〇〇〇、〇〇
第六款 図書銷却基金	予算額	第六款 図書銷却基金	一五〇、〇〇〇、〇〇	一五〇、〇〇〇、〇〇	△一五〇、〇〇〇、〇〇
第七款 教職員退職基金	予算額	第七款 教職員退職基金	一五〇、〇〇〇、〇〇	一五〇、〇〇〇、〇〇	△一五〇、〇〇〇、〇〇
第八款 営繕費引費金	予算額	第八款 営繕費引費金	一五〇、〇〇〇、〇〇	一五〇、〇〇〇、〇〇	△一五〇、〇〇〇、〇〇
支 出 合計	(加筆)	支 出 合計	一、一五〇、三〇〇、三三	一、一五〇、三〇〇、三三	△一五〇、〇〇〇、〇〇
基本財産積立	予算額	基本財産積立	一九、九九、七六	一九、九九、七六	△一九、九九、七六
収支差引残金	予算額	収支差引残金	金壱万円千六百六拾九円武拾六錢	金壱万円千六百六拾九円武拾六錢	△一九、九九、七六
次年度繰越	予算額	次年度繰越	一九、九九、七六	一九、九九、七六	△一九、九九、七六

貸借対照表

財產目錄

科

三

監事有賀光豐

賀一六四

什器 土地及建物（内基本財産二、四七一、二〇五、五五）

有価証券(内基本財産一、二四〇、六四七、七)

御下賜金預金

学生貸費未回収金

預金及現金（內基本財產
及

綜合運動場建設費
合計

右之通候也

卷之三

中

中央大學理事學長林賴三郎
監事吉益俊次
監事山崎覺次郎
監事前田三郎
理事事務課長
理事事務課長
理事事務課長
理事事務課長
監事加藤正治
監事二神駿吉

〔表紙〕

昭和十七年度中央大学收支予算

昭和十七年度中央大学收支予算

中央大學

中央大學商業學校

合計約九拾五万五千余円トナリ昭和十六年度決算額ニ比シ
四拾五万四千余円ノ減少トナル

昭和二十一年度ニ於ケル推定授業料八

額ニ比シ四拾九万余円ノ減少トナル

之ト反比例シ支出ノ部ニ於テハ校費

昭和十六年度予算額八八拾壹万參千百五十円、昭和十七年度予算額八八拾七万〔〔~~一~~〕〕^{〔抹消〕}一千六百円、昭和十八年度予算額

九拾参万参千六百円トナル
（マニ）

昭和十九年度以降ハ從來ノ統計ニ徵セバ最底年々五万円内

外人避嫌，免以不

昭和十八年度ニ於テ四月以降教職員講師ニ效シ戰時臨時手当トシテ一割ノ給与ヲ増給セリ比給額約六万円ニ村スル予

算不足額ハ予備費ヲ以テ充当スル考ナリ

以上説明セル如ク授業料収入ハ昭和十七年度以降遞減シ昭和二

十年度ニ至リ昭和十六年ニ比シ四拾九万壱千余円ノ減少トナリ

支出ハ之ニ反シ昭和十七年度以降遞増シ昭和二十年度ニ至リ昭

和一元金庫に比シテ預金万余円ノ増加トナリ貯入漏支出増併セ
十七年六月未用、差戻、長木再、一七二萬五千元出

時、規定の授業料二倍、到底満足不能トナルノミナラズ

現在ノ経済状態ニシテ推移セバ昭和二十年度以降更ニ或程度ノ

増額ヲ申請スルカ若クハ適當ノ經營方法ヲ案出スルノ外ナキ状

態二有之候

右之次第二附昨年度提出セル学則改正案ヲ至急御詮議相成度

昭和十九年度ニ於ケル推定授業料

右追申入

昭和十八年四月十日

神田区駿河台二丁目九番地

中央大学々長林 賴三郎 団

文部大臣 橋田邦彦殿

経由、中央大学学則中変更認可〔(株消)附昭和十六年度大学取支決算及昭和十七年度大学收支予算〕／番号／結了年月日 昭一八、〔西、
二二一〕〔二〕、〔〇〕／保存年限 ムキ／枚数」

〔自大13年5月至昭22年3月
中央大学第5期〕
〔文部省④ 3A, 9-2, 109〕

(注記1)

〔(株消)施行前要再回〕

(注記2)

〔完結〕

(注記3)

〔記録掛／18・8・19／受領〕

(注記4)

「1回」(簿冊内件名番号)

(注記5)

「
25
3015
5011
」

(注記6)

「文部省／昭18・1・6／東專」

(注記7)

「昭和17年12月28日／午字第1116118号／東京府経由」

(注記8)

「東京府／昭和17・12・22／収受」

(注記9)

「一字訂正団」

(下札)

〔(曾我) わ一ノ四ノ連繫／登録追加 〔(株消)〔加筆〕／件名 東京府